

図書館関係の権利制限規定の見直し (デジタル・ネットワーク対応) について

令和2年12月11日(金)

文化庁著作権課長
岸本 織江

背景・文化審議会における検討

背景

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化。
- 「知的財産推進計画2020」（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて明記。

文化審議会における検討

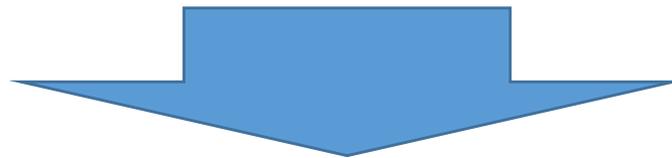
- 今年8月から、文化審議会著作権分科会の下に専門のワーキングチームを設置して集中的に検討。
- 幅広い関係者（図書館等関係者、研究者、権利者・出版社）からのヒアリングを行った上で、①国民の情報アクセスの充実と、②権利者の利益保護のバランスに留意しつつ検討。
- 11月13日、ワーキングチームの報告書を取りまとめ公表。その後、12月4日の法制度小委員会において大筋了承（主査一任）。
- 今後、パブリックコメントを経て、最終的には文化審議会著作権分科会としての報告書をとりまとめ、次期常会への法案提出を目指す。

制度改正の方向性①

(1) 入手困難資料へのアクセス容易化

【現行規定・課題】

- 絶版等により一般に入手困難な資料（入手困難資料）について、国立国会図書館が公共図書館や大学図書館等にデータを送信し、それを図書館の館内で閲覧することなどが可能。
- 感染症対策等のために図書館が休館している場合や、病気や障害等により図書館に足を運べない場合、近隣に図書館が存在しない場合等には、入手困難資料の閲覧が困難。



【対応の方向性】

- 国立国会図書館が一定の要件の下で、入手困難資料のデータを各家庭等に対しても送信できるようにする（国民は図書館に行かずとも入手困難資料が閲覧できるようになる）。
- その際、権利者保護の観点から、送信対象資料の厳格な絞り込み、利用者のID・パスワードによる管理、データのダウンロード防止などの措置を講ずる。

制度改正の方向性①

(1) 入手困難資料へのアクセス容易化

【制度設計等】

< 権利者保護のための措置 >

- ・ 送信対象資料の厳格な絞り込み（当事者間協議に基づく現行の運用を尊重）
（※）具体的な運用については、国立国会図書館、出版社・権利者、文化庁、有識者を交えて議論
- ・ 利用者をID・パスワードなどにより管理
（※）ID・パスワードなどの取得・登録時に、利用者に利用規約等への同意を求め、不正利用等を防止
- ・ データのダウンロードは不可（流出防止）
（※）紙媒体でのプリントアウトは可能とする（データの不正拡散の懸念が少ない）
（※）具体的なシステムの在り方については、国立国会図書館とも相談しつつ検討

< 受信者側で可能とする行為 >

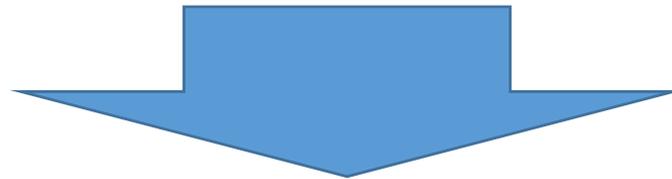
- ・ 受信者が自ら閲覧するためのプリントアウト（複製）
（※）私的使用目的の複製（法第30条第1項）など現行権利制限規定で認められている行為に該当しない場合（例：業務目的の複製）に対応（仮に流出させた場合には目的外使用として違法）
- ・ 国立国会図書館からの送信を受信して行う公の伝達
（※）図書館等以外の場（例：公民館）における公の伝達も幅広く認める一方、非営利・無料で行うことなど、権利者の利益を不当に害しないような要件を課す

制度改正の方向性②

(2) 図書館資料の送信サービスの実施

【現行規定・課題】

- 国立国会図書館や公共図書館・大学図書館等は、利用者の求めに応じて、著作物の一部分を複製して提供することが可能。
- F A Xやメールなどによる送信（公衆送信）を行うことはできないため、遠隔地等からの簡易・迅速な資料の入手が困難。



【対応の方向性】

- 権利者保護のための厳格な要件設定及び権利者への対価還元を行うこと前提に、国立国会図書館や公共図書館・大学図書館等が、利用者の求めに応じて、著作物の一部分をF A Xやメールなどで送信できるようにする。
- 具体的には、正規の電子出版等の市場を阻害しない要件設定、データの流出防止措置、送信サービスが実施できる図書館等の限定を行うとともに、個別のかつ逸失利益を補填できるだけの水準の補償金により著作権者・出版社への対価還元を行う。

制度改正の方向性②

(2) 図書館資料の送信サービスの実施

【制度設計等】

<権利者保護のための措置>

- ・ 正規の電子出版等の市場を阻害しないよう要件を付加（「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、送信できないようにする）
 - (※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下、幅広い関係者（図書館等関係者、利用者、出版社・権利者、流通業者など）や中立的な第三者（有識者など）を交えて、ガイドラインを作成
 - (※) 「著作物の一部分」という骨格は維持しつつ、権利者の利益を不当に害しないものとして関係者が合意したものについては、特例的に全部複製を可能とする措置（政省令等で追加）を検討
- ・ データの流出防止（図書館における人的・物的管理体制の構築、コピーガードの付加など）
- ・ 送信サービスが実施できる図書館等の限定（著作権法を遵守した厳格な運用を担保）
- ・ 権利者への対価還元（公衆送信に伴う補償金請求権の付与）
 - (※) 個別の送信ごとに徴収する料金体系とし、補償金額は権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とする（具体的な額は指定管理団体が案を作成し、文化庁長官が認可）
 - (※) 著作権者と出版権者（電子出版権を有する者）の双方を、補償金の受領者として位置づける。法律で直接規定することが困難な、①紙の出版権を有する者や、②出版権が設定されていない出版社の利益確保も図る必要があり、関係者間で合理的なルール作りを行うべき
- ・ 脱法行為の防止（複数回に分けて申請して全文を取得することなどが無いよう、図書館において同一の者からの申請は慎重に精査）
- ・ 契約上の義務の優先（図書館等とサービス事業者との契約上の利用条件等は遵守する必要） 5

【参考1】文化審議会のワーキング委員名簿

第20期 文化審議会著作権分科会 法制度小委員会
図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム 委員名簿
(令和2年8月27日現在)

【チーム員】

生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
池村 聡	弁護士
◎上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
竹内 比呂也	千葉大学副学長，人文科学研究院教授
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
福井 健策	弁護士
○前田 哲男	弁護士
村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授

※◎は座長、○は座長代理

【参考2】ヒアリング団体の一覧

【図書館等関係者】

- ・ 国立国会図書館
- ・ 日本図書館協会
- ・ 国公立大学図書館協力委員会
- ・ 全国美術館会議
- ・ 日本博物館協会
- ・ 図書館休館対策プロジェクト

【権利者】

- ・ 学術著作権協会
- ・ 日本写真著作権協会
- ・ 日本書籍出版協会・日本雑誌協会
- ・ 日本新聞協会
- ・ 日本美術著作権連合
- ・ 日本文藝家協会
- ・ 日本漫画家協会

【参考3】 「知的財産推進計画2020」 （抜粋）

◆知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）

【本文】

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

【工程表】

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。